診療報酬等振込銀行口座情報登録に関する届出書類について

保険医療機関管理者　　様
保険調剤薬局管理者　　様
訪問看護ステーション管理者　　様
柔道整復施術機関管理者　　様

以下のいずれかに該当する場合、国保連合会への届出が必要です。

１．医療機関等の新規開設
２．医療機関コードの変更を伴う異動
３．開設者変更
４．住所変更
５．振込銀行口座の変更

上記の５．以外の場合は原則国保連合会から書類を送らせていただきます。
なお、届出に必要な書類は以下の通りです。

１．振込銀行指定及び印鑑届
２．通帳の口座名義人がわかるページのコピー
３．委任状（開設者と振込口座名義人が違う場合）

※※※※※※※※※※※※※※※※※　注意事項　※※※※※※※※※※※※※※※※※

〇毎月１５日までに国保連合会に届出があった場合、翌月支払分から変更となります。
　１６日以降に届出の場合は翌々月支払分からの変更となります。
〇届出の情報が金融機関の持つ情報と一致しない場合は、届出の再提出手続きが完了するまでお支払いできませんので届出の内容を十分にご確認の上、提出していただきますようお願いいたします。
〇確実な情報登録のため、通帳のコピーは必ず添付してください。
※※※※※※※※※※※※※※※※※